調布市下水道条例（昭和47年４月１日条例第24号）

最終改正:令和7年12月17日条例第52号

改正内容:令和7年12月17日条例第52号［令和8年10月１日］

（下水の排除の制限）

第10条　使用者は、次の各号に定める基準に適合しない水質の下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により、公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して公共下水道（第1号、第4号、第5号、第7号及び第8号に係る場合は、終末処理場を設置しているものに限る。）に排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置をし、それぞれ当該各号に定める基準に適合する水質の下水にして排除しなければならない。

（1）令第9条の4第1項第1号から第32号までに掲げる物質　それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準の数値

（2）温度　45度未満

（3）水素イオン濃度　水素指数5を超え9未満

（4）生物化学的酸素要求量　1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

（5）浮遊物質量　1リットルにつき600ミリグラム未満

（6）ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア　鉱油類含有量　1リットルにつき5ミリグラム以下

イ　動植物油脂類含有量　1リットルにつき30ミリグラム以下

（7）窒素含有量　1リットルにつき120ミリグラム未満

（8）燐（りん）含有量　1リットルにつき16ミリグラム未満

（9）沃素消費量　1リットルにつき220ミリグラム未満

2　製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道（終末処理場を設置しているものに限る。）に排除される下水に係る前項の水質の基準は、次の各号に掲げる項目に関しては、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める数値とする。

（1）温度　40度未満

（2）水素イオン濃度　水素指数5.7を超え8.7未満

（3）生物化学的酸素要求量　1リットルにつき5日間に300ミリグラム未満

（4）浮遊物質量　1リットルにつき300ミリグラム未満

3　前2項の規定は、規則で定める項目又は物質に係る下水で、規則で定める量に係るものについては適用しない。
